

学校危機管理マニュアル

～生徒の安全を確保するために～

令和8年4月

学校法人関西金光学園

金光八尾中学校高等学校

目 次

はじめに	2
第1章 学校における危機管理	
1. 学校における危機管理の目的	3
2. 学校における危機対応	
3. 危機管理における留意点	
4. 報道機関への対応に関する留意事項	
第2章 管理上の危機事象への対応	
1. 校内での重大事象発生時の基本対応	4
2. 不審者対応	5
3. ハラスメント対応	6
4. 体罰対応	7
5. 火災対応	8
6. 気象警報発令時(風水害)の対応	9
7. 地震対応	10
8. 心肺蘇生に関する応急措置対応	11
9. 新たな危機事象への対応	12
第3章 生徒・保護者等に関する危機事象への対応	
1. 生徒間の問題行動への対応	13
2. 差別事象発生時の対応	14
3. 虐待への対応	15
4. いじめへの対応	16

はじめに

社会の急速な変化により、生徒の心身に影響を与える様々な課題が山積している。特に、生徒の命が脅かされる重大事案も多数発生しており、生徒の安全確保を最優先にした学校の危機管理体制の確立は必至である。

また、「いじめ」「自殺」「虐待」など、看過できない深刻な教育課題も少なからず発生し、令和5年4月1日に創設されたこども家庭庁が必要な情報を共有することで、法第28条に基づく調査（以下「重大事態調査」という。）における第三者性の確保や運用等についての改善などの必要な対策をともに講じることとされた。

さらに、新型コロナウイルスなどの感染症やJアラート発令など、様々な危機的状況が想定される。

生徒の安全・安心を守る学校において、平素から緊急事態に対して、効果的かつ実践的な危機管理・危機対応への訓練の実施は極めて重要である。いかなる突発的な事象に対しても、学校長のリーダーシップのもと、指揮系統の整備に努めておかなければならない。

学校の内外を問わず、本マニュアルが真に機能するよう危機管理体制の確立に努めていく所存である。

第1章 学校における危機管理

1. 学校における危機管理の目的

- (1) 生徒と教職員の生命をまもること。
- (2) 危機を回避し、事件・事故の発生を未然に防ぐこと。
- (3) 事件・事故が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑えること。
- (4) 事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じること。

2. 学校における危機対応

(1) 危機の予見

日常的に学校課題について十分な情報収集を行い、危機的な状況が起きる可能性を適切に把握するとともに、情報収集できる体制を確立すること。

(2) 危機の回避

危機を回避する措置をすみやかに講じること。学校長のリーダーシップのもと、危機回避のための最善の方策を尽くすために、適切かつ十分な初期対応ができるよう、常に最悪の事態を想定し、対処の方策を講じること。

(3) 危機への対応

すべての教職員が一体となって、マニュアルに従い、迅速に適切な対応を行えるよう、日頃から研修・訓練を積んでおくこと。

(4) 対応の評価と再発防止

緊急時の対応について、事態収拾後に総括し、その原因や対応を分析・評価すること。また、定期的に評価・改善をはかっていくこと。

3. 危機管理における留意点

- (1) 危機管理体制を組織的に確立し、校務分掌に位置付けること。
- (2) 緊急時の連絡先一覧を作成し、教職員に周知すること。
- (3) 研修を積極的に行うとともに、危機管理意識の維持・向上に努めること。
- (4) 避難経路図を作成し、定期的に訓練を実施すること。
- (5) 定期的に防犯訓練を実施、万一の事件に適切に行動できるようにすること。
- (6) 危機発生時には、情報収集とその一元化を図ること。
- (7) 報道機関への対応窓口を一本化すること。
- (8) 生徒の心理的な支援が必要な場合は、速やかに対応すること。
- (9) 保護者、関係機関、関係団体等と密接に連携し、理解と協力を得ること。
- (10) 対応が長期化するときは、教職員の健康管理に十分留意すること。

4. 報道機関への対応に関する留意事項

- (1) 窓口を一本化すること。
- (2) 誠意をもって対応するとともに、生徒の人権尊重という視点に留意すること。
- (3) 正確な情報提供のために、資料や問答集を準備すること。
- (4) 不確かなことを断定的に答えないこと。

第2章 管理上の危機事象への対応

1. 校内での重大事象発生時の基本対応

対応のポイント

- ① 事象が起きたことの非難より、対応のあり方が問題視されることを認識すること
- ② 管理職に、正確な情報を、迅速に、確実に伝えること
- ③ 警察や救急車の要請が必要だと判断した場合、迷わず要請すること
- ④ 生徒や保護者に、正確な情報を迅速かつ確実に伝え、二次災害を防止すること
- ⑤ 情報の一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録すること

危機にあたっての姿勢と行動

- ① 「不決断」「不作為」は、「誤判断」より悪い状況になることがある
- ② 緊急事態であっても、顔を上げ、落ち着いた行動が全体に安心感を与える
- ③ 憶測や個人的な情報は事象を混乱させる。事実に基づく正確な情報を伝える

1) 管理職への通報と情報管理

- ① 5W1Hに基づいて、わかっている範囲で、事実のみを正確に伝える
- ② 危機対応はトップダウン。緊急時は、担任・担当→生徒指導部長→教頭→校長というラインにこだわらずできるだけ早く校長に連絡する。(正確な情報の集約が適切な判断のよりどころになる)
- ③ 情報を一元的に集約(管理)し、時系列で詳細かつ正確に記録する。(生徒指導部)

2) 状況の把握

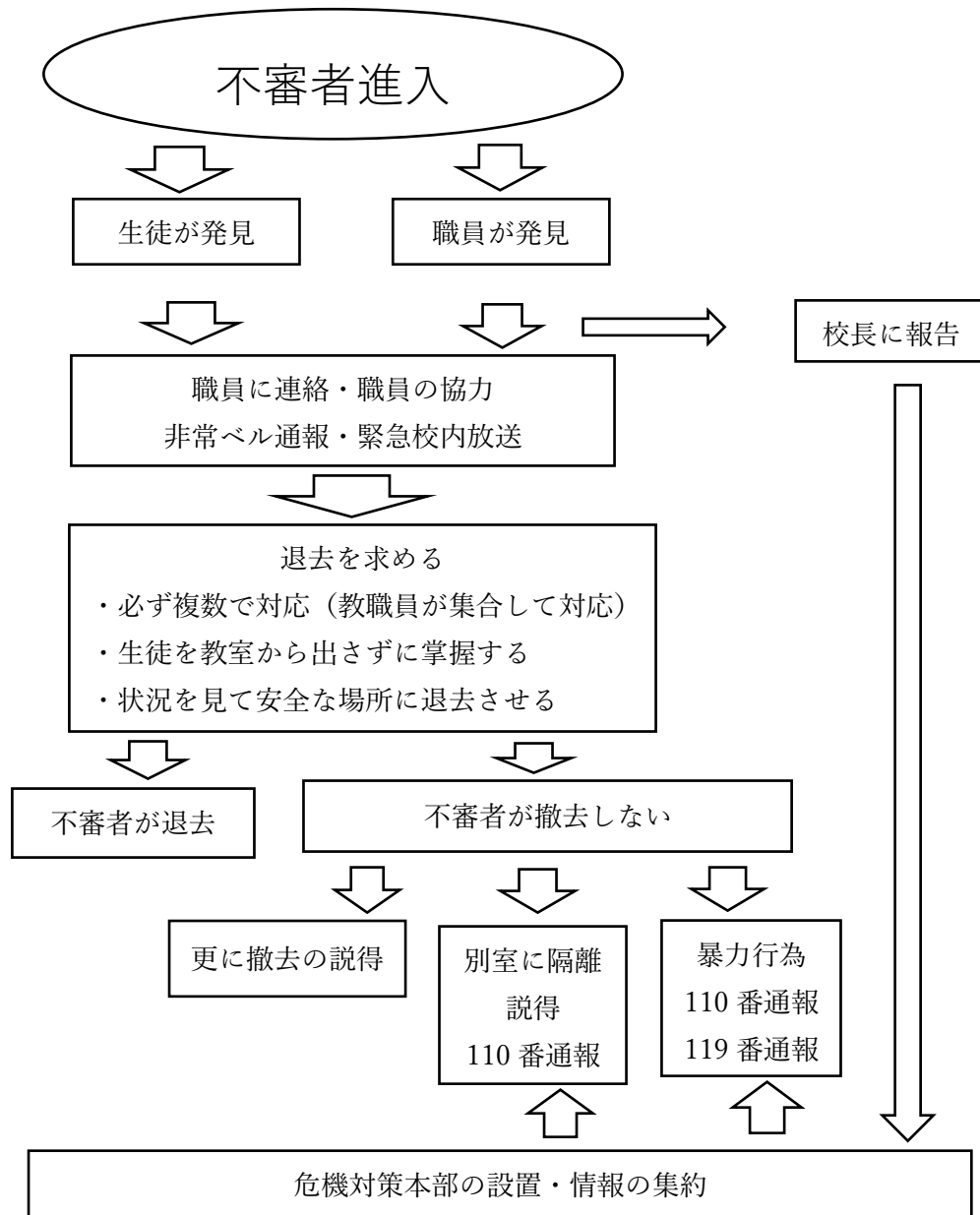
- ① 校長が確認する
 - ・校長が出張等の場合は、教頭と連絡を取り合いながら詳細を確認し、職員等が現場に直行する。(学校には校長または教頭が在校して情報の集約をする)
- ② 現場を保存する
 - ・警察の現場検証が必要な場合もあり、片付け・掃除などはしない。
 - ・状況により、現場に目隠をしたり立て札をしたりなど人が近づかないように配慮する。

3) 状況把握後の対応

現状把握と同時に、負傷者の救助等の対応

- ・教職員は、生徒の生命の安全を守ることを最優先に判断する。
- ・救急車への搬送の場合、職員が連れ添い、だれがどこの病院に搬送され、どのような状況かを報告する。
- ・固定電話の場合は、通報した発信先が特定しやすいことから、110番と119番通報はできるだけ固定電話を使う。通報する時は状況を正確に伝えること。

2. 不審者対応

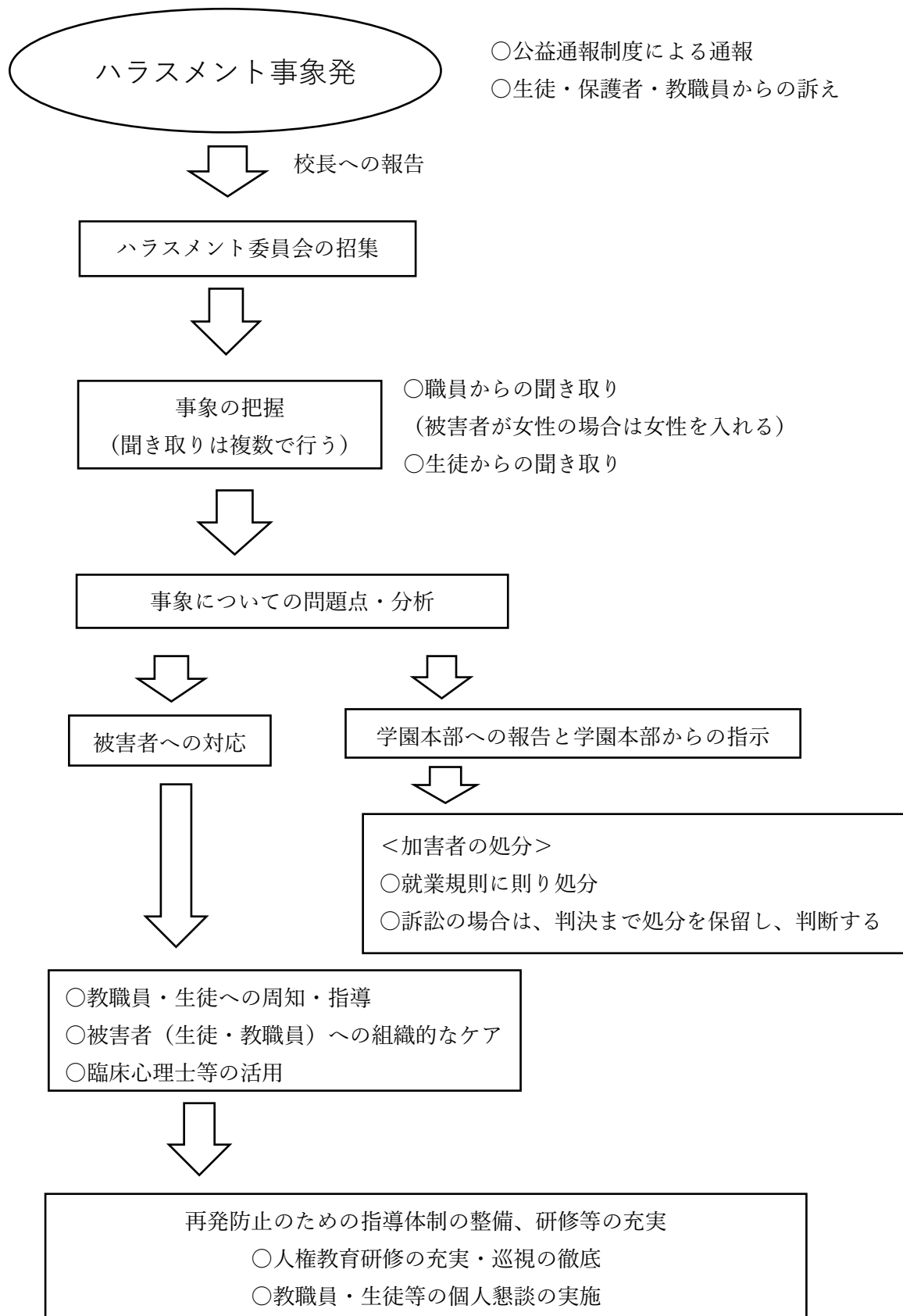


<警察署・消防署への通報例>

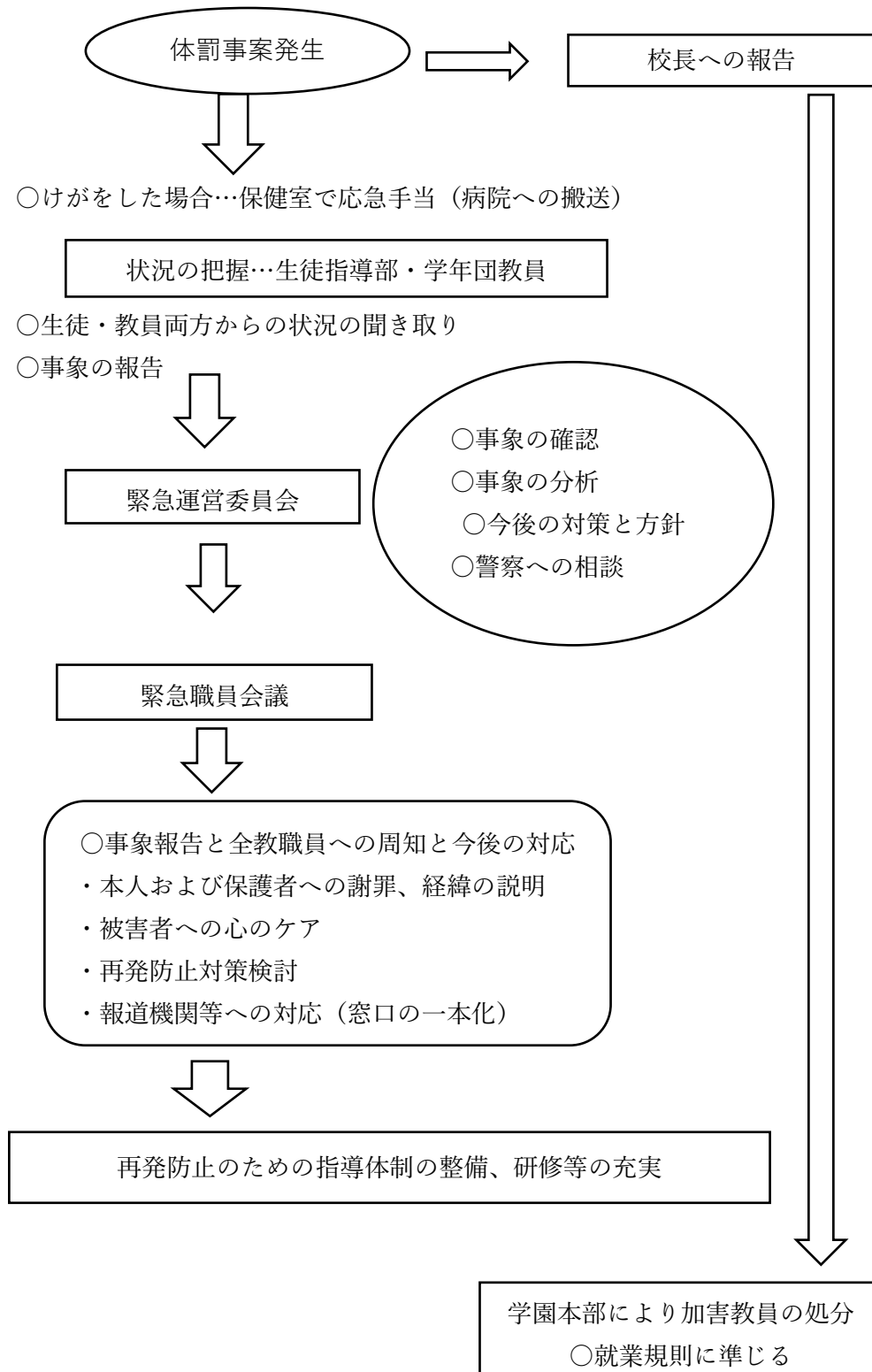
通報の要件	警察への通報・救急車の要請例
○どこの、誰が、どこから電話しているのか。(警察は本部への通報なので八尾市を加える) ○どのような状況なのか。把握している状況を説明する。	○八尾市柏村町、金光八尾中学校高等学校の〇〇が談話している。 ・状況を正確に報告する。 ・侵入者の持ち物。状況。けが人の有無。 ・救急車の要請。

※八尾警察 992-1234 八尾市消防本部 992-0119

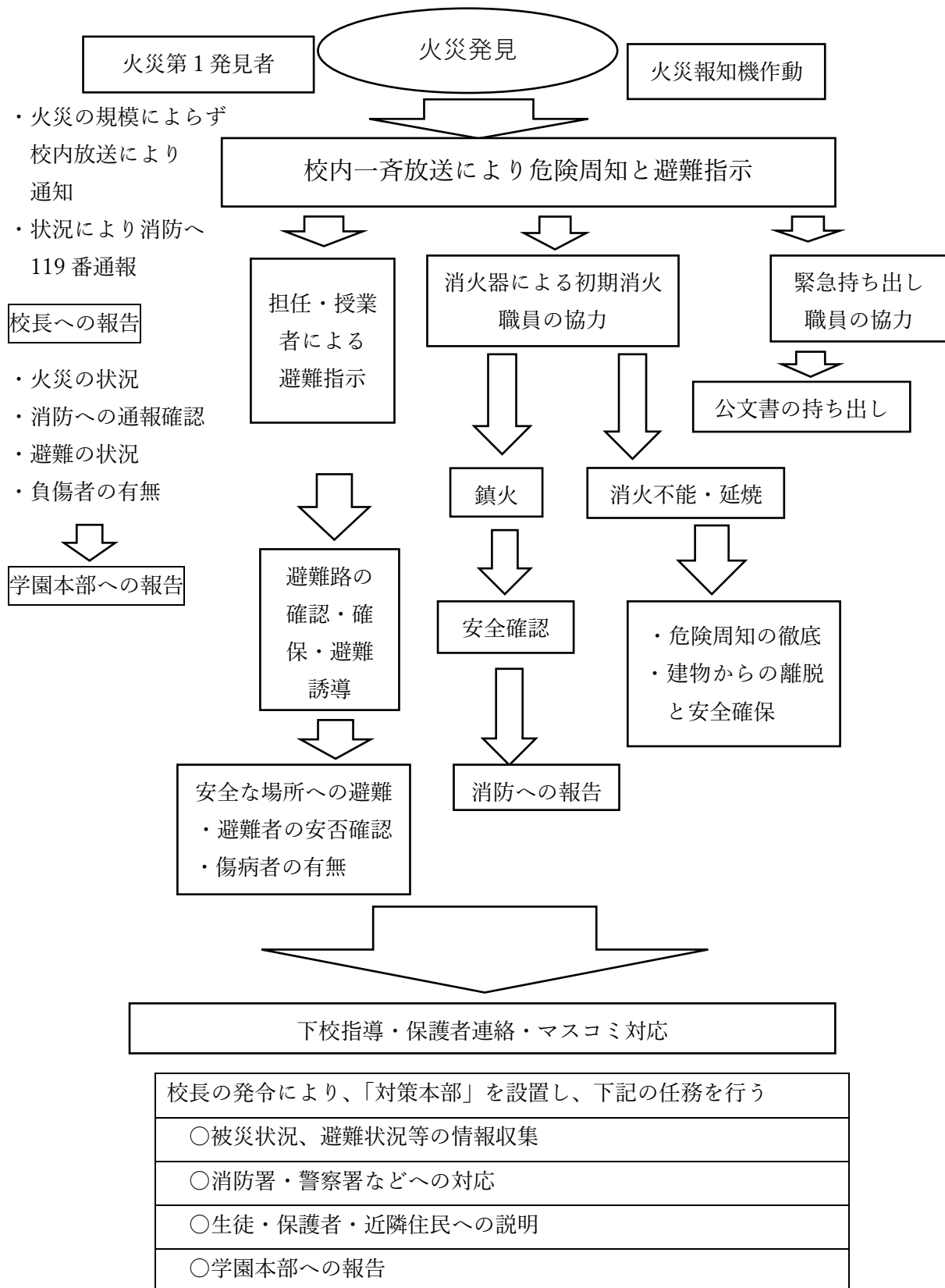
3. ハラスメント対応



4. 体罰対応



5. 火災対応



6. 気象警報等発令時（風水害）の対応

生徒の安全を最優先に、気象警報等の発表状況を踏まえ、以下のとおり生徒の措置を行うとともに、保護者等への周知について十分配慮する。

① 気象警報発令時の登校について

大阪府下いずれかの地域に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合、以下の対応とする。

A. 平常授業

警報の状況	登校および授業
「特別警報」「暴風警報」発令中	登校をせず、自宅で待機する。
午前6時30分までに解除	平常通り
午前9時30分までに解除	11:30 S.H.R 第4限(11:45)から授業
午前9時30分の時点で発令中	臨時休校

B. 考査期間

警報の状況	登校および授業
「特別警報」「暴風警報」発令中	登校をせず、自宅で待機する。
午前6時30分までに解除	平常通り考査実施4
午前9時30分までに解除	11:30 S.H.R 第4限(11:45)から考査
午前9時30分の時点で発令中	臨時休校

※午前9時30分までに解除の場合、考査は4～6限の時間帯で実施するので、各自で昼食の用意をすること。(食堂の利用不可)なお、生徒の登校状況によって、考査を実施できない場合もある。

※臨時休校になったり、考査を実施できない場合は、その日の考査は考査最終日の翌日(休日ならその次の日)に改めて実施する。

C. 各学期期末考査終了後の講習期間(70分講習)の場合

警報の状況	登校および授業
「特別警報」「暴風警報」発令中	登校をせず、自宅で待機する。
午前6時30分までに解除	平常通り考査実施4
午前9時30分までに解除	11:15 S.H.R 第4限(11:30)から講習
午前9時30分の時点で発令中	臨時休校

7. 地震対応

地震発生 (公共放送等で場所・震度等の確認)



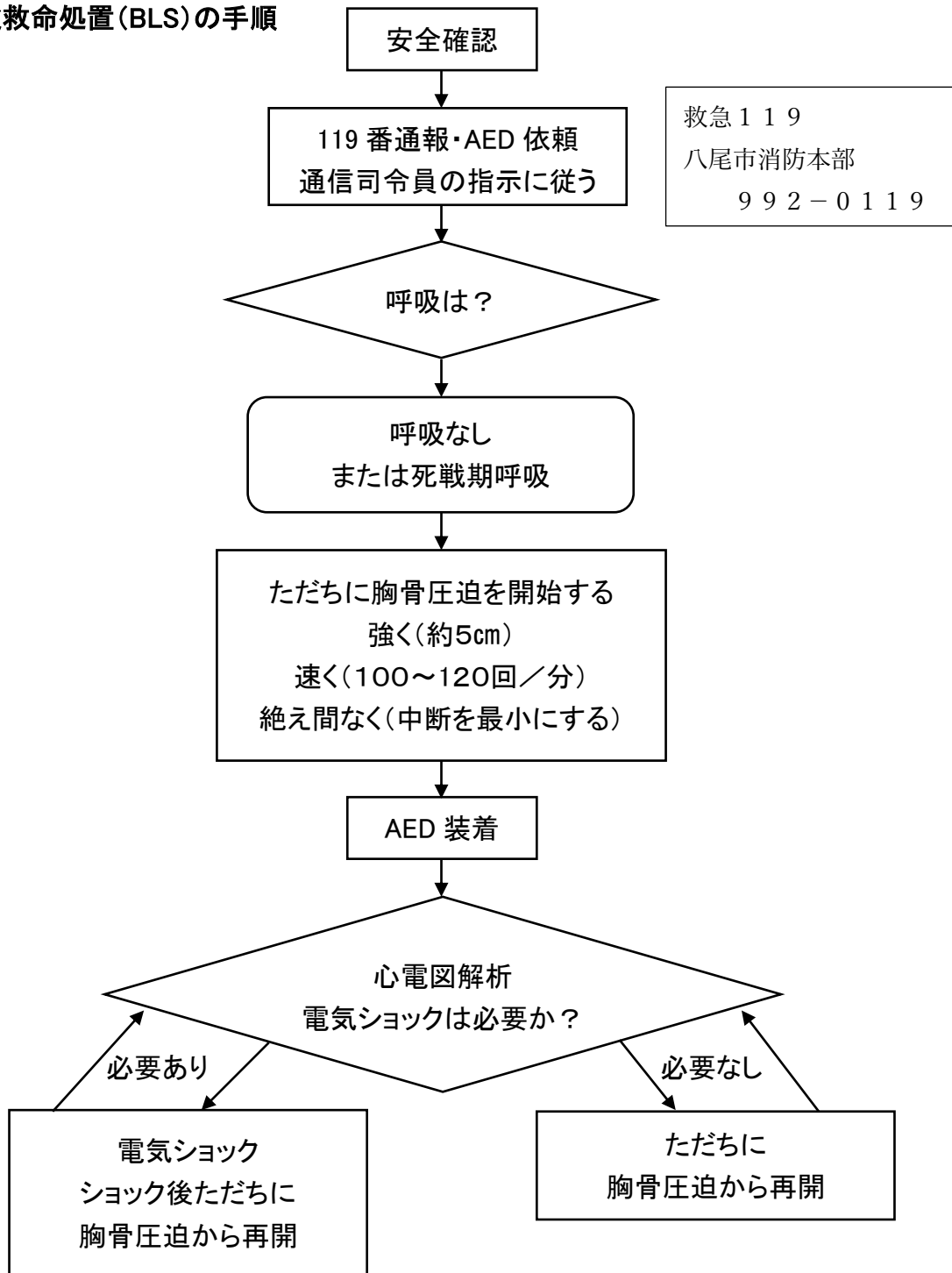
- ・放送やハンドマイクで避難を指示。初期対応内容に留意し避難。
 - ・揺れに強い恐怖を感じたら(震度4以上)指示がなくても避難を開始。
- お**=押さない **は**=走らない **し**=しゃべらない **も**=戻らない の徹底。

＜ 具 体 的 対 応 ＞

活動場面	授業中の場合	休憩時の場合	放課後の場合
対応者	担当教員	生徒の近くにいる教職員	部活動顧問・講習担当教員等
初期対応内容	<ul style="list-style-type: none"> ○授業等の中断 ○机の下等での安全確保の指示 ○出入口の確保 ○火気使用の際の消火 ○落下物、破損箇所、倒壊、危険物等に注意 ○頭部を保護して避難 ○教職員は役割られている担当分掌で対応 ○運動場の中央付近に避難集合 ○速やかな人員確認と、けがへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○廊下にしゃがむなどして安全確保の指示 ○落下物、破損箇所、倒壊、危険物等に注意。頭部を保護して避難指示 ○運動場の中央付近に避難集合 ○速やかな人員確認と、けがへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○落下物・危険物等からの安全確保の指示 ○運動場の中央付近への避難集合 ○活動中の生徒全員の速やかな確認と、けがへの対応 ○対策本部へ状況の報告
管理職の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○授業・部活等の継続・再開の可否の判断。 ○対策本部の設置と、学園本部等の関係機関への連絡。 ○確実な人員点呼・安全確認。報告は、担任→学年部長→教頭→校長 ○生徒の安全確認。けがへの対応(救急車の要請)。下校・残留の指示。 ○校舎内外の安全点検と危険場所への立入禁止の明示。 ○近隣地域の被害状況の把握。通学経路の安全確認と、下校が可能状況かの判断。 ○残留生徒への対応。 ○地震発生日以降の対応についての指示。 		

8. 心肺蘇生に関する応急措置対応

一次救命処置(BLS)の手順



強く、速く、絶え間なく胸骨圧迫を！

救急隊に引き継ぐまで、または傷病者に普段どおりの呼吸や
目的のある仕草が認められるまで続ける

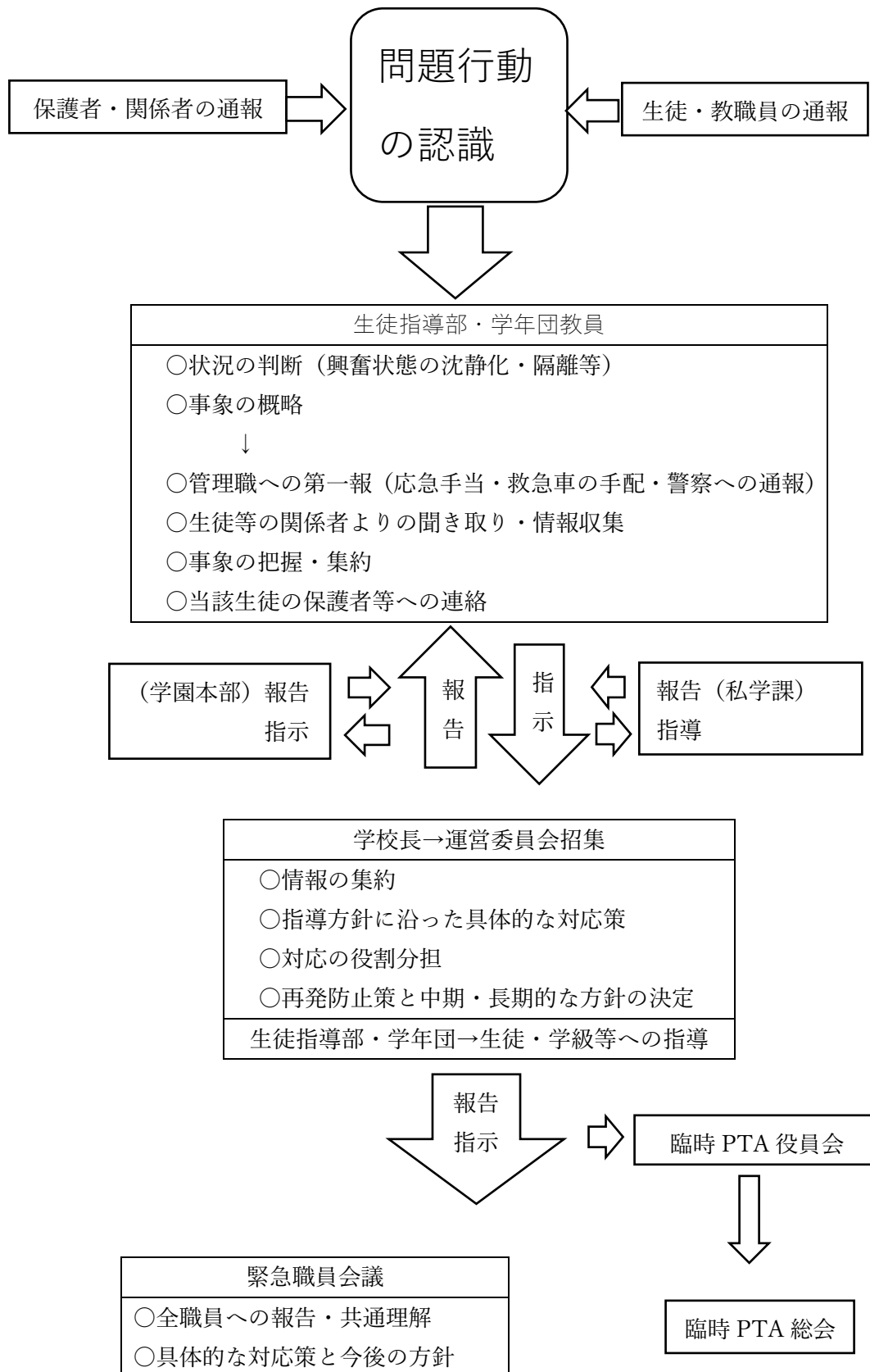
9. 新たな危機事象への対応

(1) Jアラート発令時

1. 登校前に大阪府を含む地域に緊急情報（Jアラートのミサイル情報等）が発信された場合は自宅待機とする。その後、Jアラート等の追加情報で「日本上空を通過した」あるいは「弾道ミサイルが日本の領海外の海域に落下した」等が発信された場合、自宅待機を解除する。
2. 登下校中に大阪府を含む地域に緊急情報（Jアラートのミサイル情報等）が発信された場合、「近くの建物や地下などに避難する」「近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る」など安全行動をとる。なお、学校においても同様に安全指導を行う。

第3章 生徒・保護者等に関する危機事象への対応

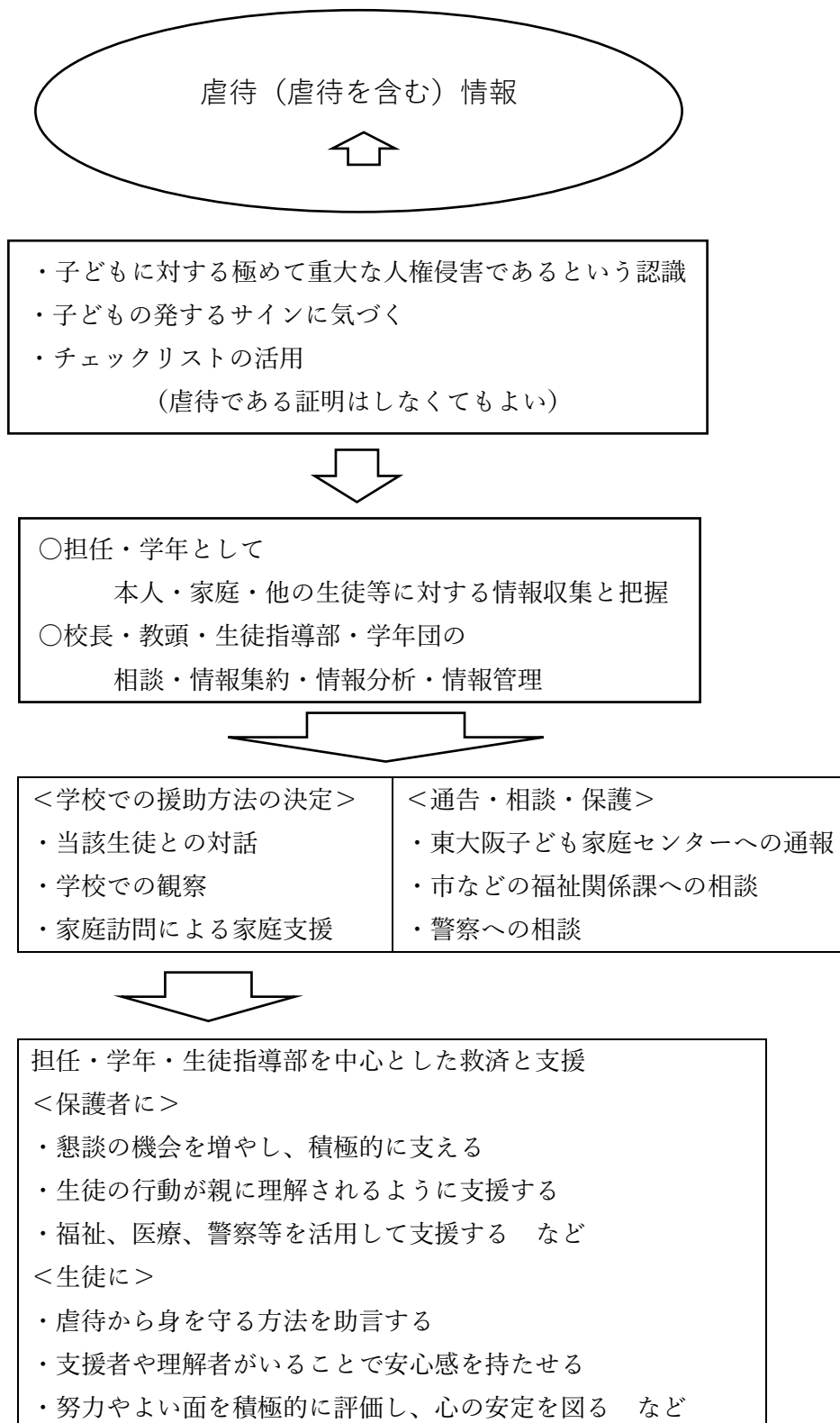
1. 生徒の問題行動への対応



2. 差別事象発生時の対応 <職員の現場対応を中心に>

1) 現場での 事実確認	<p>①生徒は、差別発言（行為）を受けたらすぐに担当職員に報告する。差別落書きの場合は、担当職員に報告し、現状を保存し、他から見えないように処理する。</p> <p>②担当職員は、該当生徒から概要を確認する。（いつ、どこで、誰が、誰に対して、どのような場面で、どう発言（行動）した）などについて）</p> <p>③差別落書きは、写真を撮り、筆記具の種類、周囲の状況も確認する。</p>
2) 概要の速 報	<p>①担当した職員は、できるだけ早く概要を校長に報告し、今後の対応の指示を受ける。</p>
3) 詳細な事 実確認と 続報	<p>①担当した職員は、詳細な事実確認を行う。複数により事実を確認する。（具体的な場面、状況、発言、行為の内容、いきさつ、関係した児童生徒など。落書きの場合は、場所、内容、時刻、筆記用具の種類等。）</p> <p>②校長に詳細な続報を入れ、今後の対応の指示を受ける。必要に応じて担当職員は該当の児童生徒および保護者に対応する。</p>
4) 緊急運営 委員会の 開催	<p>①事実の確認とさらに必要な情報の収集を行う。</p> <p>②今後の対応を協議する。</p>
5) 臨時職員 会議	<p>①全職員で事実確認を行い、今後の指導への共通理解を図る。</p> <p>②関係機関への報告（私学人権・私学課）</p> <p>③関係性とおよび保護者への対応</p> <p><関係生徒への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○精神的状況の把握とその後のケア ○今回の差別事象の問題点の確認。（展望ある指導に心がける） <p><関係保護者への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○差別事象を説明し親の思いを受け止める。 ○学校の取り組みの説明。（展望ある説明になるよう心がける）
6) その後の 人権教育の取 り組み	<p>①差別事象の原因と背景を全職員で明らかにする。</p> <p>②今回の差別事象を今後の学校の人権教育のあり方に反映させる。</p> <p>③再発防止に向けた中・長期にわたって具体的な取り組みを明らかにし、継続的に人権教育に取り組む。</p> <p>④全生徒への指導。</p> <p>⑤マスコミ対応と窓口の一本化。</p>

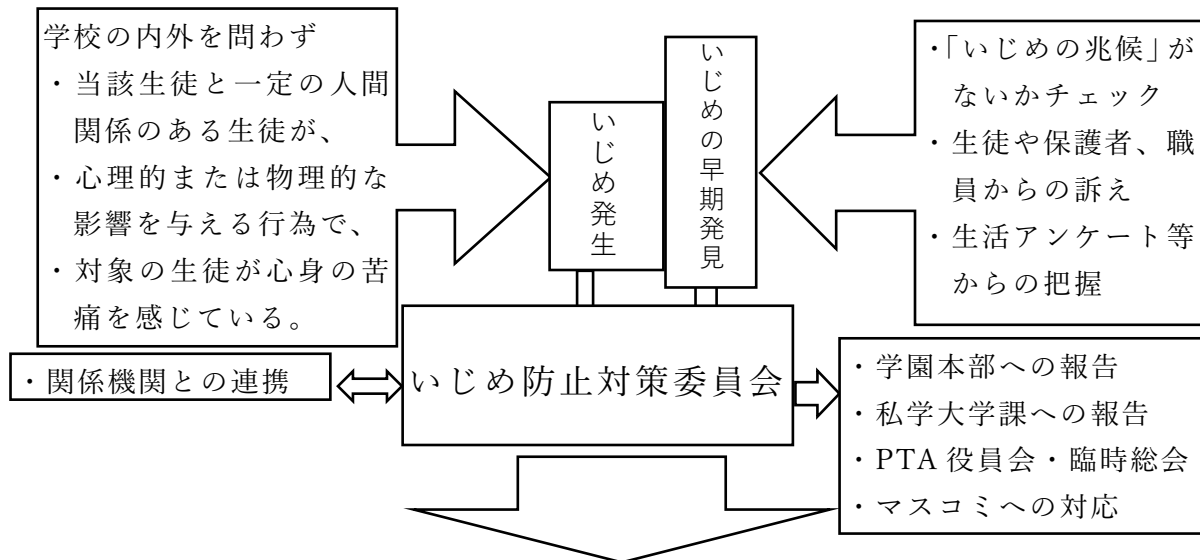
3. 虐待への対応



※ 関連法 児童虐待防止法第5条、第8条、児童福祉法第10条、第11条

4. いじめへの対応

- ・「いじめは絶対に許されない」「どの生徒にもどの学校にも起こりうる」「全ての生徒に関係する問題である」
 - ・発見から指導そして解決まで、組織的な対応で行うこと。
 - ・対策はスピード感を持って丁寧に対応すること。
- いじめの構造は「いじめられる被害者」「いじめる加害者」「はやし立てる観衆」「周りにいる傍観者」の四層構造



事実確認	指導方針の決定	保護者への対応
いじめ状況・きっかけなど、事実に基づいて、被害生徒、周囲の生徒、加害生徒の順で聞き取る ・個別に聞き取る ・記録を残す ・自書させる ・生徒間の力関係の影響に配慮する	・事実確認を基に事実を確定 ・指導方法を検討する ・教職員が情報を共有し、今後の進路の進め方について共通認識を持つ ・教職員の役割分担…被害生徒 ・加害生徒・保護者への対応、加害生徒への指導 ・関係機関への通報	・生徒の家庭での様子を丁寧に聞き取る ・事実確認で把握した状況について説明する ・学校の指導方針を伝え、「いじめは許さない」「被害者を守る」立場を明確にする

事象の後の対応が大切

人間関係の修復	学級や学年等に対する指導	指導後の状況把握
謝罪の場を通し、被害生徒等の気持ちを伝え、よりよい人間関係を構築する	積極的な生徒指導を推進し、加害生徒にも自己存在感を持たせるようにする	学校全体で日常的な状況を積極的な把握する

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 平成 29 年 3 月】

① 児童生徒が自殺を企図した場合

- 自殺を企図したが軽傷で済んだ。

② 心身に重大な被害を負った場合

- リストカットなどの自傷行為を行った。
- 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- 殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

- 複数の生徒から金品を強要され、総額 1 万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ 精神性の疾患を発症した場合

- 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- 欠席が続き（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した

(4) 当該児童生徒・保護者に関すること（学校生活、家庭環境、健康状況など）



(5) 学校における重大事態の対応について

